

## 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（抜粋）

平成16年4月1日

基本規則第1号

## 第5章 審議機関等

## （経営協議会）

第21条 本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会の審議事項は、法人法第20条第4項に規定する事項とする。
- 3 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 学長
  - (2) 学長が指名する理事及び職員
  - (3) 法人法第20条第2項第3号に規定する学外有識者
- 4 前項第2号の職員から指名する委員及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を任命する学長の在職する期間を限度とする。
- 5 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 6 議長は、経営協議会を主宰する。
- 7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する理事が議長の職務を代行する。
- 8 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 9 経営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （教育研究評議会）

第22条 本学の教学に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会の審議事項は、法人法第21条第3項に規定する事項とする。
- 3 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
  - (1) 学長
  - (2) 学長が指名する理事
  - (3) 各研究科長
  - (4) 各学内共同教育研究施設長
  - (5) 保健管理センター所長
  - (6) 法人法第21条第2項第4号に規定する職員
- 4 前項第6号の評議員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、評議員の在職する期間は、当該評議員を指名する学長の在職する期間を限度とする。
- 5 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 6 議長は、教育研究評議会を主宰する。
- 7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する理事が議長の職務を代行する。
- 8 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 9 教育研究評議会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(総合企画会議)

第23条 本法人及び本学の業務について、長期的な視点から検討するとともに、総合調整を行う機関として、総合企画会議を置く。

2 総合企画会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 各研究科長
- (4) 学長が指名する職員 若干名

3 前項第4号の委員の任期は、学長が定める期間とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名する学長の在職する期間を限度とする。

4 総合企画会議に議長を置き、学長又は学長が指名する理事をもって充てる。

5 議長は、総合企画会議を主宰する。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が議長の職務を代行する。

(評価会議)

第24条 本法人及び本学の業務の実績に関する評価を行う機関として、評価会議を置く。

2 評価会議に関し必要な事項は、別に定める。